

行政 & 暮らしの情報



電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

ID番号は市ホームページの
ページID検索にご利用いただけます。

10月の窓口延長日

日付 7、14、21、28日

(市民課・保険年金課・税務課・収納課)

市外局番は(0567)です



お知らせ

国民年金保険料の 育児免除制度

令和8年10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります。

子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度です。

対象 令和8年10月1日(木)以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母
※詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。



▲日本年金機構ホームページ

問合 保険年金課医療・年金G

☎24-1114

中村年金事務所

☎052-453-7200



過去に生活保護を受給した ことがある方へのお知らせ

ID 140570355

平成25年に国が行った生活保護の基準改定に関し、最高裁判決において当時の基準改定に見直しが必要と判断されました。

それに伴い新たな基準を設定し、その差額分を当時の生活保護受給世帯に対し追加給付します。

対象 平成25年8月1日～令和8年3月31日に津島市で生活保護を受給したことがある世帯

申請期限 令和9年7月31日(土)

※窓口での受付は開庁日(平日)に実施します。

※金額は世帯に応じて変動するため詳しくは問い合わせください。

問合 福祉課保護G ☎24-1116

介護保険料のご案内

特別徴収(年金天引)

10月から本算定による特別徴収が始まり、10月・12月・2月の年金から天引きされます。

対象となる方

令和8年8月の介護保険料を特別徴収されている方

新たに対象となる方

令和8年4月1日現在、65歳以上であり、年額18万円以上の老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給されていて、8月までに特別徴収になっていない方

65歳の誕生日を迎える方へ

介護保険の第1号被保険者の資格取得日は、65歳の誕生日の前日です。また、保険料の納付義務は資格を取得した日の属する月から発生するため、1日生まれの方は前月から納付義務が発生します。

40～64歳の方は、第2号被保険者となり、介護保険料は加入している健康保険と一体で納められています。

問合 高齢介護課介護保険G

☎24-1117

年金から市・県民税、森林環境税 の特別徴収(天引き)が始まります

ID 697908136

現在、市・県民税、森林環境税が年金から特別徴収されていない65歳以上の方で、10月までに年金から介護保険料が特別徴収される方は、10月から公的年金等に関する市・県民税、森林環境税の特別徴収が始まります。

対象となる方には、既にお送りした納税通知書で徴収税額を通知していますので、確認をお願いします。

対象となる公的年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金など
※遺族年金・障害年金は対象ではありません。

特別徴収(天引き)が中止となる場合

次に該当する方は、特別徴収が中止となり、普通徴収(ご自身で納付)へ変更となります。

- ・介護保険料が特別徴収されなくなった方
- ・年金の支給が停止した方(遺族年金等に変更となった方など)

問合 税務課市民税G ☎55-9263

家屋の取り壊しや新增築等 をお知らせください

ID 150877032

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合はご連絡ください。

※令和8年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税G

☎55-9264

自転車用ヘルメット購入費補助

ID 868598019

自転車用ヘルメットの着用促進と交通事故による被害軽減を図るため、購入費用の一部を補助します。

受付期限

令和9年3月1日(月)

※予算がなくなり次第終了

※領収書の日付から3カ月以内に申請

受付場所

市民協働課窓口、または郵送(令和9年3月1日消印有効)にて申請

補助対象者

過去に同補助金を受けていない津島市民で、満7～18歳の児童生徒または満65歳以上の高齢者

※1人1回まで

補助金額

購入金額の2分の1

(上限2,000円、10円未満切捨て)

補助対象ヘルメット

安全認証(SG、JCF、CE EN1078、GS、CPSCのうちいずれか)を受けた新品の自転車用ヘルメット

提出書類

- ・申請書(補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書)
 - ・通帳等の写し
 - ・領収書の写し
 - ・ヘルメットの安全認証を確認できる書類などの写し(現物提示でも可)
- ※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

問合 市民協働課市民協働G

☎55-9298

防犯灯設置費補助金申請制度

夜間における交通安全と犯罪防止を図り、「犯罪のない明るいまちづくり」を推進するため、町内会・自治会が設置や取替をする防犯灯の費用の一部を補助します。

受付期限

令和9年2月26日(金)

補助金額

設置取替に必要な経費の2分の1
(上限10,000円、100円未満切捨て)

提出書類

- ・防犯灯設置事業補助金交付申請書
 - ・見積書の写し
 - ・設置取替場所の位置図
- ※必ず交付決定後に工事を行ってください。

問合 市民協働課市民協働G

☎55-9298

特殊詐欺および住宅侵入盗等の防犯対策を支援します!

ID 488520376

侵入盗、自動車盗および特殊詐欺等の犯罪を未然に防止するために必要な防犯対策品を購入・設置する経費の一部を補助します。

受付期限

令和9年3月31日(木)

※予算がなくなり次第終了

※購入から3カ月以内に申請

対象

特殊詐欺対策事業

市内在住の65歳以上の方

※1世帯1回まで

防犯用具事業

市内在住の方

※当該年度1世帯1回まで

補助金額

補助対象経費の2分の1

特殊詐欺対策機器事業

補助上限額6,000円

防犯用具事業

補助上限額16,000円

補助対象防犯用品

特殊詐欺対策機器

特殊詐欺撃退電話機、自動応答録音装置(設置費含む、システム料除く)

防犯用具

センサー・ライト、補助錠、録画機能付きインターホンなど

提出書類

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
 - ・領収書の写し(レシート可)
 - ・製品等の規格が分かるもの
- ※現物の提示や保証書、カタログ、規格が分かる現物の写真等での確認が必要です。
- ・補助金請求書
 - ・通帳等の写し
- ※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

問合 市民協働課市民協働G

☎55-9298



認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断に不安のある方の

相談無料

権利擁護支援センターあいぎ



契約や書類の手続きに困っている



お金の管理がうまくできない



身寄りが無く、将来が心配



権利擁護の相談支援



成年後見制度の利用支援



0567-55-7723

平日 10～15時

NPO 法人愛岐福祉会

〒496-0807

津島市天王通り六丁目1 ロクサンビル103 (名鉄「津島駅」より徒歩2分)

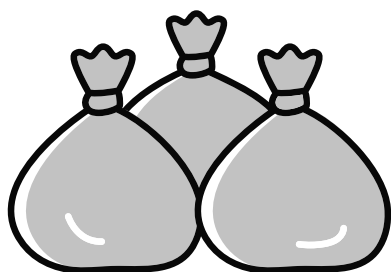
一時多量ごみの排出についてのお願い

引っ越しや草刈などにより、ご家庭から一時的に多量のごみが排出される場合があります。

一度に多量のごみを出すと、収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルにもなりかねません。

1回につき5袋程度で数回に分けて出すか、鹿伏兎最終処分場で許可書発行後に八穂クリーンセンター(弥富市)への自己搬入(有料)をお願いします。

問合 清掃事務所 ☎26-4228



ごみゼロ運動

市民総ぐるみの地域美化活動を行います。ボランティアとして協力いただける方(地域コミュニティ・町内会・各種団体・個人等)を募集します。

日時 11月14日(土)

午前8時30分～9時15分

場所 お住まいの周辺道路や公園など

募集期間 10月1日(木)～30日(金)

※ボランティア袋は、ごみゼロ運動および町内美化活動以外には使用しないでください。

申込・問合 清掃事務所 ☎26-4228

カラスによるごみの散乱被害を無くしましょう

カラスにより、集積場に排出されたごみ袋を破られ、生ごみが付近に散乱する被害が後を絶ちません。

カラスは非常に頭が良く、目が良いので、一度カラスに荒らされるとそれを覚えていて、近くに巣をつくり何

度も同じ場所を狙うようになります。

被害を防ぐためにも、ごみ袋は必ずカラス除けネットで覆う、蓋があれば必ず閉めることを心がけましょう。

ごみの散乱被害を防止するため、希望する町内会に年間2枚までごみネットの貸出しを行っています。また、集積場へのごみ集積容器(折り畳み式・固定式)の設置費に対し補助をしています。

問合 清掃事務所 ☎26-4228

野焼きは禁止されています

ID 103381504

ごみを庭・空き地・田畑などで焼却する行為(いわゆる「野焼き」)は、廃棄物処理法で一部の例外を除き禁止されています。

例外とされている野焼き

- ・国または地方公共団体が行う施設管理のために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ず行う廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※これらは、やむを得ない場合や周囲の生活環境への影響が軽微な場合に限ります。これらを行う場合でも、風向きや時刻、燃やす量に注意し、周りの住宅環境や火の管理に十分な配慮をお願いします。

刈り取った草木の処分

- ・家庭ごみまたは事業系ごみとして分別排出します。
- ・多量となる場合は、鹿伏兎最終処分場で許可を受けた上で、八穂クリーンセンター(弥富市)に自己搬入(有料)することができます。

問合 生活環境課環境保全G

☎55-9368

行政書士無料相談会

日時 10月17日(土)

①午前10時～正午

②午後1時～3時

場所 文化会館研修室

内容 遺言・相続、農地転用・開発申請など、許認可手続、戸籍手続、内容証明、会社定款、入管関係

相談員 愛知県行政書士会海部支部会員

申込 不要

問合 愛知県行政書士会

☎052-931-4068

本のリサイクル

10月28日(水)より、図書館で使われなくなった本のリサイクルをおこないますので、ご利用ください。なくなり次第終了です。持ち帰り用の手提げ袋は各自でご用意ください。

問合 市立図書館 ☎25-2145

秋の安全なまちづくり県民運動

10月11日(日)～20日(火)

スローガン(3N運動)

犯罪にあわない 犯罪を起こさせない
犯罪を見逃さない

秋は暑さも和らぎ、外出しやすい気候となりますが、ゴミ捨てなど短時間の外出のほか、在宅時であっても、侵入盗被害に遭わないように確実に戸締まりをするとともに、窓やドアはツーロック以上にしましょう。

また、秋が深まり日没時間が早まると、下校や帰宅の時間帯が暗くなり、こどもや女性が犯罪被害に遭う機会が増えます。日ごろから防犯ブザー等により、しっかりとした防犯対策をしましょう。

運動の重点

- ・特殊詐欺の被害防止
- ・地域防犯力の強化
- ・犯罪に加担させないための対策
- ・侵入盗、自動車盗の被害防止

問合 市民協働課市民協働G

☎55-9298

10月は男女共同参画月間です

愛知県では、毎年10月を男女共同参画月間と定めています。この機会にパネルを展示します。

パネル展示

改訂「知って欲しいDVのこと。」

期間 10月1日(木)～30日(金)

午前9時～午後5時

※最終日は午後2時まで

場所 文化会館市民交流コーナー

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

誰もが幸せに暮らすために大切なこと

部落差別解消推進法を知っていますか

ID 120979457

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」では、部落差別は許されないものであり、情報化の進展に伴ってインターネットへの差別的書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、差別の解消が重要な課題であることが明記されました。

一人ひとりの行動が大切

人は、誰もが幸せに暮らす権利を持っています。

しかし、日常生活の中で、職業・社会的地位・学歴だけでその人を評価してしまうことはありませんか。自分

や身内の人の結婚話が出たとき、相手の家柄・学歴・出身地などを気にしたりはしませんか。人は誰しも生まれるとき、出生地や家柄、性別などを自分で選ぶことはできません。

部落差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、部落差別について正しく理解し、差別をしたり見逃したりすることのないよう行動することが大切です。生まれた場所や住む場所で人を判断することのない、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指していきましょう。

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

ママ・ジョブ・あいち無料出張相談

女性の再就職を応援するママ・ジョブ・あいちのカウンセラーが、無料相談を実施します。

「再就職したいけどブランクが長くて不安」、「家庭と両立できる働き方を見つけたい」など、不安や悩みを個別に相談できます。

日時 11月27日(金)

①午前10時～10時50分

②午前11時～11時50分

③正午～午後0時50分

場所 市役所1階相談室1

定員 各回1人(先着)

対象 再就職を考えている女性

申込期間 10月1日(木)～11月20日(金)

申込方法 下記二次元コードから、または直接問い合わせ先へ。



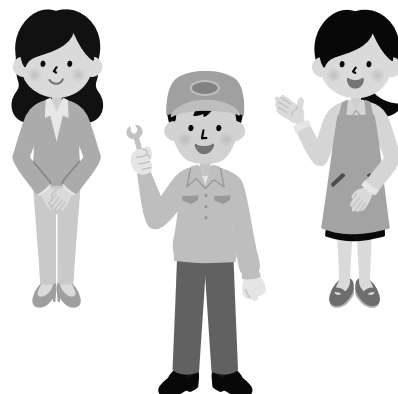
その他 雇用保険受給者の方は、求職活動の実績になります。

問合せ あいち子育て女性再就職サポートセンター ☎052-485-6996

愛知県最低賃金の改正

愛知県最低賃金は、10月1日(木)から時間額1,195円に改正されます。愛知県内の事業所で働くすべての労働者(常用、臨時、派遣、パートアルバイトなど)に適用されます。

問合せ 津島労働基準監督署 ☎26-4155



ID 565740305

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

女性の人権

女性は出産や育児等で職場を離れざるを得ない場合や非正規雇用が多いことなどを背景に、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあります。この状況をなくすためには、男女平等の人権意識を持ち、家庭や職場など社会のあらゆる場において、制度や慣行を見直すとともに、子育て支援策や介護保険サービス

の充実を図っていくことが大切です。そして、女性が社会活動に積極的に参画できる支援を推進することが必要です。

困難な問題を抱える女性への支援

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律では、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、国・地方公共団体の責務について明記されています。困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心して暮らせる社会を実現することを目指します。

シルバー人材センターからのお知らせ

剪定技能講習

津島市・愛西市・大治町・飛島村シルバー人材センター合同で「剪定」技能講習を開催します。シルバー人材センターの会員になってお仕事をしてみませんか。

日時 10月26日(月)

午前9時15分～午後4時30分

場所 愛知県植木センター(稲沢市)

対象 市内在住の60歳以上の方でシルバー人材センターの会員になり、就業していただける方

内容 剪定の基礎知識等

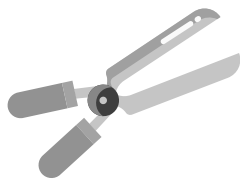
定員 20人(選考)

参加費 無料

申込 10月9日(金)(必着)までに専用の受講申込書を愛知県シルバー人材センター連合会へFAX、郵送またはメール。

※受講申込書は愛知県シルバー人材センター連合会のホームページ、または津島市シルバー人材センターの窓口でご確認いただけます。

問合せ (公社)愛知県シルバー人材センター連合会 ☎052-433-9711
(公社)津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内) ☎26-8448



ハロウィンジャンボ宝くじ (新市町村振興宝くじ) (公財)愛知県市町村振興協会

ハロウィンジャンボは、パソコンやスマートフォンからもインターネット購入できます!

発売期間 9月16日(水)～10月16日(金)

抽せん日 10月26日(月)

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。



募集

津島市景観計画(案)に関するパブリックコメント

ID 892803180

募集期間 10月1日(木)～31日(土)

閲覧場所 まちづくり事業課または、市ホームページ

提出方法 内容をご確認のうえ、「住所」「氏名」「電話番号」「意見」を明記し、直接または郵送、電子申請システムによりまちづくり事業課へ。

提出先・問合せ

〒496-8686(住所不要)

まちづくり事業課津島駅周辺まちづくりG ☎55-9357

津島市都市計画マスタープランの中間評価、見直しに関するパブリックコメント

ID 565067319

募集期間 10月1日(木)～31日(土)

閲覧場所 まちづくり事業課または、市ホームページ。

提出方法 内容をご確認のうえ、直接または郵送、電子申請システムによりまちづくり事業課へ。

提出先・問合せ

〒496-8686(住所不要)

まちづくり事業課企業誘致・土地利用推進G ☎55-9347

紙おむつ等定額利用(おむつサブスク)に関するプロポーザル

ID 200888466

保育所等の紙おむつやおしりふき、使い捨てエプロン、手口ふきシートの定額利用(紙おむつ等サブスク)の導入により、保護者の紙おむつ等への名前書きや保育所等への持参の負担や保育士の紙おむつ等の管理の負担を軽減し、保育の質の向上につなげます。

より多くの保護者に紙おむつ等サブスクを利用していただくため、プロポーザルを実施し事業者を募集します。※詳細は市ホームページへ。

問合せ 幼児保育課保育G

☎24-1120



脳がよるこぶ!! 笑顔がうまれる!! シナプソロジー® 津島市で初導入!!

ヒザ・腰痛を改善し元気を取り戻しましょう

半日型
リハビリ専門

津島柔整リハビリデザインセンター

送迎あり・体験できます

ヒザの痛み
何とかならないかしら...

ニーズに
あった
個別指導

週1～2回の
体操で
健康づくり!

外出サポート
“お助け隊”で
お出かけも安心

ご自宅でのリハビリなら
ながた訪問鍼灸マッサージ

健康保険が使えます(※医師の同意書が必要)

寝たきりや
歩行が
困難な方に

ご自宅で
機能訓練が
できます

☎0567-23-3339(夜間はこちら ☎0567-26-7711)

〒496-0833 津島市常盤町 4-33-7 ※南小学校南門前の緑の建物です



財源確保のため有料広告を掲載しています。広告については市が推奨するものではありません。内容については直接広告主にお問い合わせください。